

子家発 0331 第 1 号
令和 2 年 3 月 31 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正において、子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会は子どもや家族の意見を聴くことができる旨が規定されたこと等を受けて、これまで「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号子ども家庭局長通知）及び「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みの活用促進について」（平成 30 年 10 月 23 日付け子家発 1023 第 1 号子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、各自治体において児童福祉審議会等を活用して子どもの権利擁護の取組を行うこと等をお願いしてきたところです。

これらを踏まえ、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインを作成し、全国児童福祉主管課長会議等においてお示したところです。

本ガイドラインでは、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体の指針として、①子どもの権利擁護を行う子ども権利擁護部会の設置と、②施設等を巡回して子どもの意見表明を支援する子ども意見表明支援員の配置を位置づけるとともに、子どもによる意見表明や関係機関による申立・申出があった場合における進め方を示しています（※1）。

さらに、法律上もこうした枠組みの適切な運用がなされるよう、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）による改正では、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮する（意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技

能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、審議会の中で児童が安心して意見を述べることができる雰囲気づくり等)とされており、令和2年4月1日に施行されます。

各自治体において、本ガイドラインを有効に活用の上、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組を進めていただきますようお願いいたします。

各自治体で当該取組が推進されるよう、本年度と同様、来年度予算においても子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(※2)を計上していますので、当該事業の活用についてご検討ください。

- ※1 「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」報告書(平成31年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_13.pdf

- ※2 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(金額等は来年度予算)

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1自治体当たり：8,175千円

【補助率】定額(国：10/10相当)